

後期高齢者医療保険料額決定通知と被保険者証を7月中旬に送付します

後期高齢者医療保険料の決定通知書を7月中旬に送付します。詳細は送付する後期高齢者医療保険料額決定通知書をご覧ください。

保険料について

- 保険料の納め方は2通りです
- ①年金からのお支払い「特別徴収」
手続きは必要ありません。口座振替によるお支払いに変更できます(申請が必要)。
 - ②口座振替や納付書でのお支払い「普通徴収」
7月から翌年3月までの毎月末が納期限です。年金の受給額が年額18万円未満、後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計が対象となる年金受給額の2分の1を超える方が対象。

所得の低い方の軽減

平成30年中の所得に応じて平成31年度の保険料が軽減されます(表1)。
被扶養者だった方の軽減
制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方は、所得割がかからず、資格取得後

後期高齢者医療制度の保険料率が決定しました

平成31年度 保険料の計算方法(2年ごとに見直されます)

$$\text{①+②} \quad \text{①均等割額} \quad \text{②所得割額}$$

$$\text{保険料額(年額)} \quad \text{=} \quad \text{48,855円} \quad \text{+} \quad \text{(総所得金額等(※) - 33万円(基礎控除額))} \times \text{所得割率10.17\%}$$

(最高限度額62万円)

※総所得金額等とは、前年中の収入額から控除額を引いた金額です(ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除額(社会保険料控除額、扶養控除額等)は含みません)。

新しい被保険者証が届きます

8月1日から、新しい被保険者証を使用してください
窓口での一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の平成30年中の所得により算出された平成31年度の住民税課税所得と平成30年中の収入額をもとに計算されています。

均等割の軽減割合が変わります

後期高齢者医療保険料の均等割軽減割合は、平成31年度から9割軽減が8割軽減へ見直されます。

介護保険料については、今年度、所得の低い高齢者への保険料の負担軽減が強化されます。所得の低い年金受給者の方へは、10月から年金生活者支援給付金(基準額月5,000円)の制度が始まります。

表1. 均等割額の軽減

総所得金額等(被保険者+世帯主)が次の基準額以下の世帯		軽減割合(軽減後の均等割額:年額)
基礎控除額(33万円)	世帯内の被保険者全員の所得(公的年金等控除額は80万円として計算する)が0円	8割(9,771円)※1
	上記以外	8.5割(7,328円)※1
基礎控除額(33万円)+28万円(※2)×被保険者数		5割(24,427円)
基礎控除額(33万円)+51万円(※2)×被保険者数		2割(39,084円)

※1)本来は7割軽減ですが、特例措置により8割または8.5割軽減となります
※2)平成30年度保険料の低所得者軽減措置が拡充されました
(注)65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定します(年金特別控除)。

国民年金保険料の納付免除・納付猶予申請を7月1日(月)から受け付けます

問い合わせ 医療保険課 ☎552・7103

納付猶予制度

50歳未満の方(学生を除く)で本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合などに、申請により保険料の納付が猶予されます。

国内に住所のある20歳から60歳までの人は国民年金への加入と、保険料の納付が義務付けられています。ただし、保険料の納付が困難な場合は、免除や納付猶予制度があります。

令和元年度の国民年金保険料の「納付免除」及び「納付猶予」申請を7月1日(月)から受け付けます。保険料の納付免除などを希望する方は、医療保険課または各支所で申請の手続きをしてください。前年度に引き続き免除などを希望される方で、継続申請が認められている方以外は、毎年申請が必要となります。

申請対象者

- 全額・一部免除Ⅱ国民年金1号加入者で希望する方
- 納付猶予Ⅱ50歳未満の方(平成28年7月〜令和7年6月までの措置)
- ※学生を除く。学生は在学期間中の保険料納付が後払いで済む学生納付特例制

度が利用できます。申請ができる対象期間
申請時点の2年1カ月前の月分まで

※免除を受けずに保険料が未納のままになっていると、障害年金などを受け取れない場合や失業などの特例免除が受けられない場合がありますので、お早めにご相談ください。

申請に必要なもの

- 基礎年金番号が分かるもの(年金手帳や納付書など)
- 印鑑
- 退職などされた方は、雇用保険受給資格者証または離職票など

審査の対象となる所得基準

免除を受けるには、被保険者本人のほか、配偶者や世帯主の所得が所得基準の範囲内である必要があります(納付猶予は本人および配偶者の所得)。基準となる所得については、免除の区分全額・一部・猶予により異なります。基

準を超えていても、災害・失業などの理由で免除される場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

確定申告や住民税申告などの内容をもとに判定しますので、申告がまだの方は必ず申告を行ってください。収入がない場合も申告が必要です。
免除された期間の年金額はどのようになるの？

全額・一部免除Ⅱ全額納付した場合に比べて将来受け取る年金額が少なくなります
納付猶予Ⅱ将来受け取る年金額には反映されない期間となります

追納制度

免除などの承認を受けた期間の保険料は、後から納付(追納)することで、将来の年金額を増やすことができます。追納ができる期間は、追納を承認された月から前10年以内の免除期間分となります(当時の保険料に加算額が上乘せされる場合があります)。

税務課からのお知らせ

☎552・6667

7月中旬に発送
国民健康保険税の納期内での納付をお願いします

納期限Ⅱ1期Ⅱ7月31日(水)、2期Ⅱ9月2日(月)、3期Ⅱ9月30日(月)、4期Ⅱ10月31日(木)、5期Ⅱ12月2日(月)、6期Ⅱ12月25日(水)、7期Ⅱ1月31日(金)、8期Ⅱ3月2日(月)

市税・国民健康保険税の休日納税相談を行います

市税や国民健康保険税を納期限内に納めることができず、納税相談をしたいが平日は仕事があり市役所に行くことが難しい方や、休日に市役所へ行くのが都合の良い方は、ぜひこの機会をご利用ください。

とき 7月15日(月・祝)
ところ 税務課(本庁舎1階)

問い合わせ 医療保険課 ☎552・7103

問い合わせ 長寿福祉課 ☎552・6928

65歳以上の方に本年度の介護保険料決定通知書を7月中旬に送付します

「平成」と表記されているものは適宜「令和」に読み替えてください。

介護保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。詳細は送付する介護保険料決定通知書をご覧ください。

保険料について

①基本は年金からの天引き
②口座振替や納付書でのお支払い
③普通徴収

介護保険料は4月からすでに仮徴収を開始しています。今回の通知書は、平成31年度の年間保険料額やこれからの納付方法のお知らせです。

②口座振替や納付書でのお支払い
③普通徴収

65歳になられた年度や、特別徴収ができない条件に当てはまる方が対象です。毎月末が納期限です。

要介護認定を受けている方負担割合を送付します

介護サービスを利用される
とき、利用料の1割から3割が自己負担です。この負担割合

合は、前年度の本人などの所得により決まります。

自己負担割合を証明する「介護保険負担割合証」を、要介護認定を受けている方全員に交付しています。新しいものは7月中旬に送付します。このときに被保険者証とあわせて提示をお願いします。

介護保険施設を利用されている方

負担限度額認定申請の受け付けを行っています

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）やショートステイを利用するときの食費・部屋代は、原則本人負担です。しかし、申請され、一定要件を満たす低所得者の方へ負担軽減を行っています。

現在この制度を利用されている方へ、6月中旬に更新の案内

を送付します。8月以降も引き続き必要な方は内容を確認のうえ、申請をしてください。

新たに申請される方は、左記要件の判定のために必要書類などがありますので、事前にお問い合わせください。
食費・部屋代の負担軽減対象者の判定について
判定は、所得要件と資産要件で行います。以下の①②の要件を満たす方に対し、3段階に区分して、認定を行います。段階の判定は、本人の前年度所得、収入（遺族年金や障害年金などの非課税年金も含む）によります。

- ①所得要件 本人、配偶者および同一世帯の方全員が市民税非課税であること
- ②資産要件 預貯金等が一定額（単身1000万円、夫婦合計で2000万円）以下であること

問い合わせ 健康課 ☎594・1117

質問に答えて元気度チェック いきいきシルバー健診を実施します

平成25・26年度に65歳以上の方へ行いました「いきいきシルバー健診（郵送健診）」を、令和元年からの2年間で実施します。対象者には7月上旬に介護予防チェックリストを送付しますので、ご確認ください。

この健診は33項目の質問に回答し、ご自身の元気度を判定するもので、それとともに

今後の介護予防への取り組みについてアドバイスします。皆さんの健康維持と増進、介護予防にぜひ健診を活用ください。
対象 今年度（令和元年）に65歳から74歳に到達する方で要介護・支援認定を受けていない方（6月10日現在）
※76歳以上から99歳までの方は、次年度に実施します。

「いきいきシルバー健診」の受け方

①介護予防チェックリストに必要事項を記入し、33項目の質問のあてはまる回答にチェックを入れてください。

②同封の封筒にチェックリストを入れてポストへ投函、または市役所・支所・丹波篠山健康福祉センターに直接提出するか、地区の民生委員児童委員へお渡しください。
返送期日：7月25日（木）

③個別の結果票が9月中旬以降にご自宅へ届きます。
※判定結果により、介護予防などのご案内を同封します。また、市や地域包括支援センターの保健師などが訪問する場合があります。

ご自身の元気度を確認し、介護予防の取り組みを実施・継続しましょう！

問い合わせ 長寿福祉課 ☎552・5346

日ごろの善行を讃え8個人、3団体を表彰 令和元年度丹波篠山市善行者表彰式

6月1日、日ごろから地域づくりや社会福祉の向上などで善行のあつた個人・団体を表彰する「令和元年度 丹波篠山市善行者表彰式」を丹波篠山市市民センターで行いました。受賞された方々は次のとおりです（敬称略）。

個人

- 田中正明（味間奥） 小学生の登校時の集合場所で、交通事故防止の啓発のため、交通指導や声かけ活動を行い、安全安心な地域づくりに貢献。
- 谷掛ちさ子（桑原）・谷掛千代子（桑原）・市原悦子（桑原）・田畑新一（小田中） 通学時に児童の登校に付き添い、児童が安全に通学できるよう交通指導、声かけ活動を行い、安全安心な地域づくりに貢献。
- 上田夏野（菅） 菅ヒマラヤ桜公園およびその周辺の溝や道路の清掃を行い、環境美化に努められ住みよい地域づくりに貢献。
- 佐園信行（東新町）・高田啓司（東新町） 東新町内の遊歩道や黒岡川右岸の草刈り、ごみ

団体

- 子どもと本を読む会かたむむり 子どもたちが絵本を通して心豊かに育つよう幼稚園や小学校などで絵本の読み聞かせを行うなど、子育て支援に貢献。
- 篠山あいさつの会タンポポ 市民同士がつながりを強め、豊かな人間関係を築くよう市内各地であいさつ運動を行い、安全安心な地域づくりに貢献。
- 前沢田自治会 年末に前沢田自治会内において、火災予防・防犯のため夜間見回りを行い、安全安心な地域づくりに貢献。

問い合わせ 市民衛生課 ☎552・6253

丹波篠山市環境保全条例の一部改正（案）に対するご意見を募集します

丹波篠山市では、快適な生活環境を目的とした「丹波篠山市環境保全条例」を制定しています。条例では、牛、豚、猪、鶏の家畜を一定数以上飼育する場合、指定家畜飼養施設の設置届等の提出義務を課しています。

なぜ、条例改正をするの

施設が法令などで定める規制基準に適合していないとき、また生活環境を著しく侵害しているものと認めるときは、市は施設の設置者に対し、必要な措置をとるべきことを指導、勧告し、改善命令ができることと規定しています。しかし、改善命令に従わないことによる罰則などはなく、その実効性を確保することが困難であるため、今回の条例改正では新たに改善命令に従わない場合、従わない者の住所、氏名および改善命令の内容などを公表するものです。

意見を提出するには

- 条例（案）の閲覧場所 市民衛生課、各支所、市ホームページ
- 募集期限 7月12日（金）まで
- 提出資格 次のいずれかの要件を満たす方
 - ・市内在住・在勤・在学、活動や事業を営む方
 - ・市に対して納税義務のある方
 - ・当案に利害関係のある方
- 提出方法 任意の様式に意見および住所・氏名（市外在住の場合は、①勤務先または学校・事務所または事業所の所在地および名称②納税義務や利害関係がある理由など）を記入の上、市民衛生課まで
- 意見の提出先
 - 郵送 〒2669・2397 篠山市北新町41・市民衛生課 宛
 - FAX 〒552・1855
 - 電子メール eisel_div@city.sasayama.hyogo.jp
- その他 意見に対する個別の回答は行いません



丹波篠山市善行者表彰式

～ 善意をたたえて ～

特集

10 ▶ 11 街かど

12 ▶ 15 タウン

16 ▶ 21 市政

22 ▶ 23 ささやまホット

24 ▶ 25 スターション

26 ▶ 29 施設情報

30 ▶ 35 インタビュー

この夏、参議院議員通常選挙が執行されます



選挙は私たちの暮らしの代表者を決める大事な機会です。その代表者を決める私たちの大切な一票を有効に活かすため、棄権をせずに投票へ行きましょう。

- 投票日 7月21日(日)
※6月14日現在で想定されている投票日
- 投票時間 7時～20時
- 投票場所 投票所入場券に記載された投票所
- 投票所入場券 世帯ごとに封筒に入れて郵送
- 投票できる方 日本国民で年齢満18歳以上(平成13年7月22日までに生まれた人)、引き続き3カ月以上市内に住所のある方

期日前投票

※公示日7月4日(木)、投票日7月21日(日)の場合の日程です。

- 投票日当日に仕事やレジャーなどの予定のある方は、期日前投票をご利用ください。
- 場所・時間
○市役所本庁舎1階・市民ホール(7月5日(金)～20日(土)8時30分～20時)
○各支所(7月13日(土)～20日(土)8時30分～17時)

不在者投票

- 篠山駅(7月15日(月)～20日(土)18時～20時)
- 方法 当日投票所に行けない事由などを宣誓書に記入の上、投票してください
- ※入場券が届いていなくても選挙権のある方は投票できます。
- 当日投票所および期日前投票所に行くことができない方は不在者投票をご利用ください。
- 仕事や旅行などで選挙期間中、丹波篠山市以外の市区町村に滞在される場合→丹波篠山市以外の市区町村で不在者投票
- ①丹波篠山市選挙管理委員会に投票用紙などを請求します
- ②滞在先住所へ請求書記載の住所に投票用紙などを郵送されます
- ③受け取った投票用紙などを持って、滞在先の選挙管理委員会へ投票します
- ④記載済みの投票用紙などは、滞在先の選挙管理委員会から丹波篠山市選挙管

問い合わせ 選挙管理委員会事務局 ☎552・5116

- 理委員会に送付されます
- 指定病院・施設などに入院・入所されている場合→指定病院・施設などで投票
- ①病院長・施設長などを通じて、本人の意思により投票用紙などを請求します
- ②指定病院・施設などに投票用紙などを送付されます
- ③病院・施設などで決められた日時に施設内で投票します
- ④記載済みの投票用紙などは、指定病院・施設などから丹波篠山市選挙管理委員会に送付されます
- 郵便等投票証明書を所持されている方→自宅で投票
- ①請求書に郵便等投票証明書を添付し、丹波篠山市選挙管理委員会に投票用紙などを請求します
- ②請求書記載の住所に投票用紙などを郵送します
- ③自宅で投票用紙に記入後、封筒に入れ丹波篠山市選挙管理委員会に返送します
- ※詳しくは、市のホームページをご覧ください。事務局までお問い合わせください。

5段階の「警戒レベル」を使って避難情報をお伝えします

平成31年3月に「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府)が改訂されました。これに伴い市が避難勧告などの避難情報を発令するときは、避難のタイミングを分かりやすく伝えるため、5段階の「警戒レベル」をつけて発令します。

警戒レベル	避難情報など	避難行動(とるべき行動)
警戒レベル5 【市が発令】	災害発生情報	既に災害が発生しています。命を守るための最善の行動をとりましょう。
警戒レベル4 【市が発令】 全員避難	避難勧告・避難指示(緊急)*	速やかに避難しましょう。避難先までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難しましょう。
警戒レベル3 【市が発令】 高齢者などは避難	避難準備・高齢者等避難開始	避難に時間を要する人(高齢の方、障がいのある方、乳幼児など)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。
警戒レベル2 【気象庁が発表】	大雨注意報・洪水注意報	避難に備え、ハザードマップなどにより、自らの避難行動を確認しましょう。
警戒レベル1 【気象庁が発表】	早期注意情報	災害への心構えを高めましょう。

(内閣府資料より)

スマホでかんたん防災対策！「ひよっぴ」防災ネットアプリ登場

「ひよっぴ」防災ネットは兵庫県および県内の市町から、「避難に関する情報」などの緊急情報や、地震、津波、気象警報などの防災に関するさまざまな情報を利用者の方々に提供するサービスです。いつ発生するか分からない災害に備え、ぜひダウンロードしてください。

丹波篠山市の防災ネットの情報は、お知らせアプリ「ひよっぴ」から提供します

防災情報を提供します

防災ネットアプリの詳細はこちらから

(主な機能)

- 避難に関する情報や各種気象情報などをプッシュ通知→緊急情報やお知らせ情報が通知されます
- 分かりやすい情報提供⇒情報内容が一目で分かるようピクトグラム(絵文字や絵単語)を活用
- マイ避難カード⇒自らが避難するタイミングや避難先を事前に登録しておくと、実際に警報などが発表された時に画面に表示され、避難行動を促します

宿泊施設の魅力アップに助成します

商工観光課 ☎552-6907

宿泊施設魅力アップ事業補助金 対象業種 旅館営業、ホテル営業、簡易宿泊所営業(民宿、ペンションに限る)を営み、観光客の宿泊施設として営業している施設

資格 丹波篠山観光協会または市旅館組合の会員で、市税の滞納がないこと

助成金額 ①工事(外観改修、客室の洋式化、外国語表記の案内板・看板の設置、改修などに要する経費) ②補助対象経費の2分の1以内(250万円を上限) ③備品の購入(ベッド、いす、テーブルなどの購入に要する経費) ④補助対象経費の2分の1以内(100万円を上限)

対象期間 令和元年度から2年度まで(ただし、工事はそれぞれの年度で完了することが必要)

※要件など詳しくはお問い合わせください。



体長:雄19～36mm(大あごを除く)、雌24～32mm

ふるさとの貴重な動植物 アカアシクワガタ(クワガタムシ科)

日本全土に分布しているが主に標高1,000m付近のブナ林に生息しています。丹波地方は標高が低いので、これまで見つかっていなかったが、今回大きな柳の木のある付近でのライトトラップで見つかりました。日本産のクワガタムシの中では中型で、和名のとおり、脚(腿節、脛節)の下や腹面が、赤みが掛かっていることが他のクワガタムシにはない本種の特徴となっています。成虫は夏に出現し、樹液に集まり、柳の木に多く見られます。また灯火にもやって来ます。

丹波篠山自然塾・むしクラブ代表 大塚剛二さんの協力